

議案第 25 号

太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について

上記について、別紙のとおり指定する。

令和5年3月23日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するにあたり、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

<p>指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地</p>	<p>①太宰府市立太宰府第一学童保育所 （太宰府市連歌屋一丁目2番2号） ②太宰府市立太宰府第二学童保育所 （太宰府市連歌屋一丁目2番1号） ③太宰府市立太宰府東第一学童保育所 （太宰府市青山三丁目4番1号） ④太宰府市立太宰府東第二学童保育所 （太宰府市青山三丁目4番1号） ⑤太宰府市立太宰府南第一学童保育所 （太宰府市高雄二丁目3855番地） ⑥太宰府市立太宰府南第二学童保育所 （太宰府市高雄二丁目3855番地） ⑦太宰府市立太宰府南第三学童保育所 （太宰府市高雄二丁目3855番地） ⑧太宰府市立水城第一学童保育所 （太宰府市観世音寺三丁目13番2号） ⑨太宰府市立水城第二学童保育所 （太宰府市観世音寺三丁目13番1号） ⑩太宰府市立水城第三学童保育所 （太宰府市観世音寺三丁目13番1号） ⑪太宰府市立水城西第一学童保育所 （太宰府市大字向佐野90番地） ⑫太宰府市立水城西第二学童保育所 （太宰府市大字向佐野90番地） ⑬太宰府市立水城西第三学童保育所 （太宰府市大字向佐野90番地） ⑭太宰府市立太宰府西第一学童保育所 （太宰府市大佐野四丁目6番30号） ⑮太宰府市立太宰府西第二学童保育所 （太宰府市大佐野四丁目6番30号） ⑯太宰府市立国分第一学童保育所 （太宰府市国分五丁目29番7号） ⑰太宰府市立国分第二学童保育所 （太宰府市国分二丁目10番1号） ⑱太宰府市立国分第三学童保育所 （太宰府市国分二丁目10番1号）</p>
<p>指定管理者となる団体の名称及び住所</p>	<p>株式会社テノ.コーポレーション （福岡市博多区上呉服町10番10号 呉服町ビジネスセンター5階）</p>
<p>指定の期間</p>	<p>令和5年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで</p>